

第19回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月27日(木)午後2時30分から午後3時20分

2. 開催場所 網走市議会議場

3. 出席委員 17人

会長	17番	山田健一
会長職務代理者	11番	山本登
委員	1番	居内和則
	2番	鬼塚秀明
	3番	鎌田直人
	4番	川崎伸弘
	5番	遠藤優一
	6番	福田稔
	7番	松尾貴子
	8番	藤田政揮
	9番	中川一弘
	10番	立石雄治
	12番	小田切英治
	13番	佐々木義彦
	14番	鈴木圭一
	15番	矢萩一毅
	16番	首藤勝広

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

議案第 1号	現況証明について
議案第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について
議案第 7号	令和3年網走市賃借料水準の情報提供について
議案第 8号	農業経営基盤強化促進法に基づく「網走市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る意見について

6. 議事録署名委員 4番 川崎伸弘 5番 遠藤優一

7. 出席事務局職員

事務局長	川合正人
事務局次長	本間保司
農地係長	石垣友伯
事務局主査	竹岡亮
農地係主事	猪股路子

8. 出席説明者

網走市農林水産部農林課 課長 佐藤 岳郎
網走市農林水産部農林課農業振興係 係長 赤澤 晃久
網走市農林水産部農林課農業振興係 主事 田中 康平

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第19回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。
議長	本日の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。本日の会議の議事録署名委員として、4番川崎委員、5番遠藤委員の両委員を指名いたします。
事務局	それでは、議案の審議に入ります。初めに議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
議長	(議案第1号の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
事務局	それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
事務局	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。 (議案第2号の朗読説明)
議長	なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
事務局	それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
事務局	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。 (議案第3号の朗読説明)
議長	なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
	それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の3から4ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、農地法第5条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第5号については、初めに1番から4番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号1番から4番の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号1番から4番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号5番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、3番、鎌田委員の退席を求めます。

(鎌田委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号5番の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ござ

いませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号5番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鎌田委員 着席)

次に、議案第5号6番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号6番の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号6番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の6ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号について、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適当である旨の答申をすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「令和3年網走市賃借料水準の情報提供について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第7号の朗読説明)

なお、本件は平成21年の農地法の改正で賃借料情報の提供が義務付けられたため、毎年情報提供を行っているものです。作成にあたりましては、先月開催された農地常任委員会において内容を整理検討したものでございます。本総会で決定後は、市公式サイトにて公表する予定です。以上でございます。

議長

ここで、先月開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

「令和3年網走市賃借料水準の情報提供について」は、事務局より説明のあったとおりです。他には、特段、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく「網走市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る意見について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第8号の朗読説明)

引き続き、市農林課より詳細について説明を受けたいと存じます。

市農林課長

(資料No.2-1から2-3により市農林課長説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

6番

資料No.2-3で効率的かつ安定的な農業経営の指標が示されています。その中の営農類型、畑作専業型で小麦や馬鈴薯、大豆の作付面積が記載されていますが、この作付面積では実際は輪作が成り立たないのではないかと思います。

市農林課長

ここで記載している作付面積等は指標であり、輪作など営農の実態と合わない部分がある可能性があります。この作物をこれだけ作付すれば基本構想(案)で目標とする農業所得になるという算定根拠、指標となっています。北海道の農業経営基盤強化促進基本方針もその様になっておりまして、当市の基本構想(案)もそれに合わせて記載させていただいております。

議長

そのほか、質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第8号については、同意することとして御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、同意することとして決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第19回総会を閉会いたします。